

障害者の自立支援

平成18年4月、障害の種別にかかわらず、区市町村が一元的にサービス提供することなどを内容とする「障害者自立支援法」が施行された。これを受け、都は19年5月、「東京都障害者計画」及び「東京都障害福祉計画」を策定した。障害者が地域で安心して暮らし、当たり前に関われる社会の実現に向けて、計画に基づく施策の積極的な推進が求められている。

1 障害者の現状

(1) 増加する障害者数

全国の障害者数は増加傾向にある。平成17年度末現在で障害者手帳の交付を受けている人は、身体障害者が約480万人、知的障害者約70万人、精神障害者約47万人である。10年度と比較すると、身体障害者は1.2倍、知的障害者1.3倍、精神障害者3.3倍の増加となっており、高齢化などを背景に、今後も増加が見込まれる(図1)。東京都では17年度末現在、身体障害者約41万人、知的障害者約6万人、精神障害者約4万人、合計では約51万人となる(図2)。

(2) 障害者の生活・就労の状況

都内の身体障害者及び知的障害者のうち、約1万1千人が更生施設や療護施設などの施設に入所しており、精神障害者は約2万人が精神科病院に入院している。

また、平成15年度の都の調査では、身体障害者の24.8%、知的障害者の61.8%、精神障害者の26.3%の人が収入を伴う仕事をしていると回答しており(図3)この割合によると、17年度末時点で障害者約51万人の3割(約15万人)が働いていると推計される。

図1 障害者手帳交付者数の推移(全国) (万人)

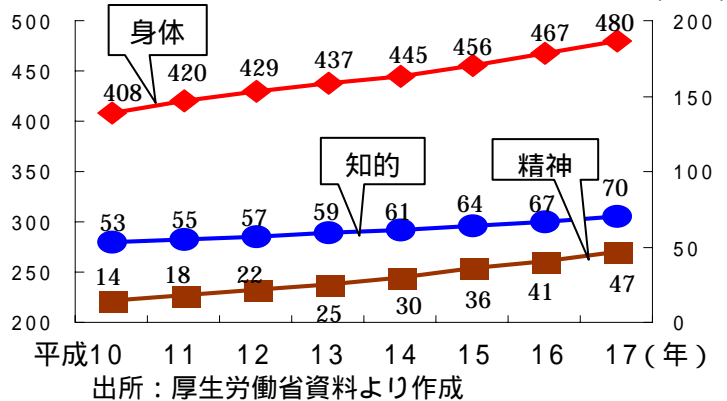


図2 障害者手帳交付者数の推移(都内) (万人)

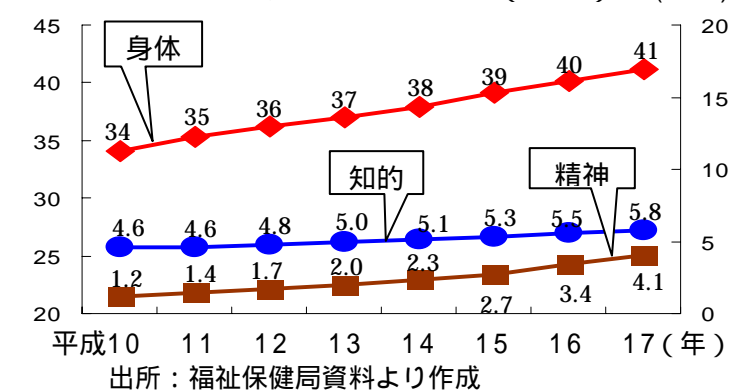
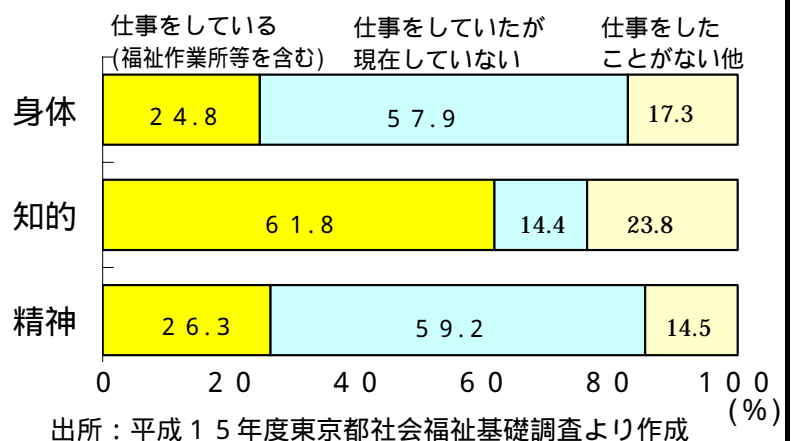


図3 障害者の就労状況(都内) 対象:手帳交付者



2 障害者自立支援法の施行

障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害の種別ごとに異なる法律に基づき縦割りで提供されてきたサービスの一元化などを図るため、平成18年4月より障害者自立支援法が施行された。

【障害者自立支援法の内容】

3 障害(身体・知的・精神)の福祉サービスを一元化し制度格差の解消を図るとともに、実施主体を身近な区市町村に一元化。

利用者本位のサービス体系(「施設」を単位としたサービスの体系から、介護給付・訓練等給付・地域生活支援事業という「事業」を単位とした体系へ)に再編。

就労支援の抜本的強化(就労移行支援事業等の創設)

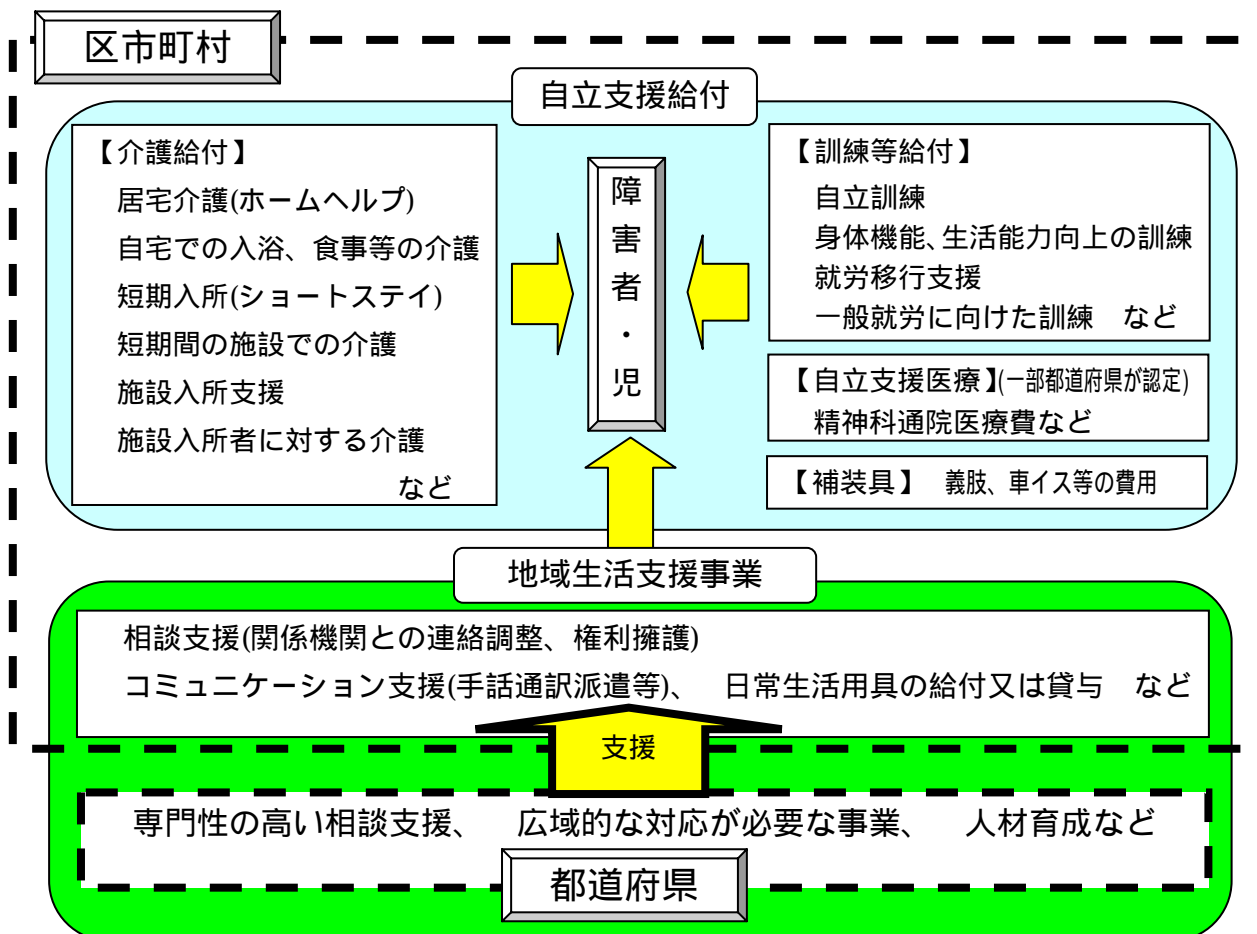
支給決定の透明化、明確化(サービスの必要度を把握する全国統一の障害程度区分(6段階)の導入)

利用者負担の見直し(原則1割負担)や国の財政責任の強化を通じた制度の安定化

原則1割の利用者負担導入にあたっては、所得に応じた月額上限の設定などの軽減措置が講じられているが、法の着実な定着を図るため、平成20年度まで、国は利用者負担のさらなる軽減措置や事業者に対する収入の激減緩和措置などを内容とする特別対策を実施している。

出所：内閣府「平成19年度版障害者白書」等より作成

(参考) 障害者自立支援法による自立支援システムの全体像



出所：厚生労働省資料等より作成

3 障害者自立支援法施行後の調査

内閣府は、平成19年2月～3月に、障害者本人や国民を対象とする調査を行った。

障害者本人に対しては、就労等に関する調査が行われており、この10年間の雇用環境については36%が働きやすくなったと回答し、その理由として、雇用機会の増加、情報提供や相談機関の充実などが挙げられている。その一方、変わらないや働きにくくなったとの回答も64%を占めている（図4～5）。

国民を対象とした世論調査では、85%が障害のある人が身近で普通に生活しているのが当たり前とする一方で、障害を理由とする差別や偏見があるとの回答も83%にのぼっている（図6～7）。

図4 雇用環境の変化(障害者)

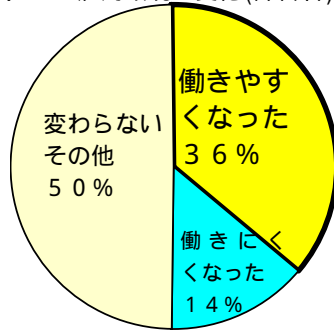


図5 働やすくなった理由(障害者)

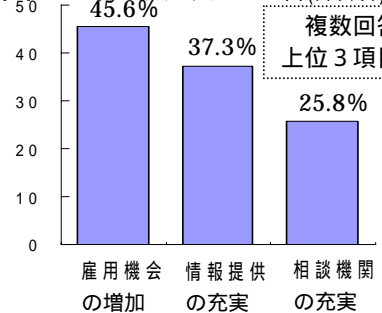


図6 障害者の地域生活(国民)

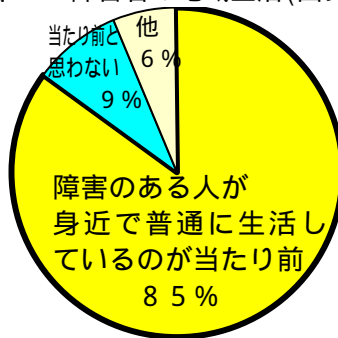
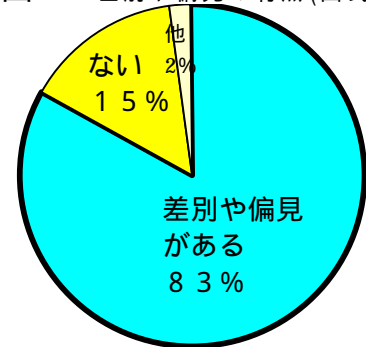


図7 差別や偏見の有無(国民)



出所：内閣府「平成19年度版障害者白書」より作成

障害を理由とした差別や偏見に対する意識啓発はもとより重要であるが、障害者が働きやすい環境づくりにも引き続き積極的な取組が必要と考えられる。

4 都の取組

(1) 独自対策等の実施

18年 4月 ホームヘルプサービス利用者負担の激変緩和など、独自の対策を実施

18年10月 法施行を受けた区市町村の取組状況及び施設と利用者状況の実態を調査

- ・18年4月～7月の通所施設の1人当たり平均利用日数は前年同期と比較して増加 利用控えは全体的には現れていない。

- ・平均利用者負担 通所施設約9倍(1千9百円 1万7千円)

入所施設約1.5倍(3万5千円 5万1千円)

18年11月 国に対して激変緩和措置の強化等について緊急要望を実施

(2) 「東京都障害者計画」「東京都障害福祉計画」の策定等

障害者施策に関する基本理念等を定めた障害者基本法と障害者自立支援法は、それぞれ都道府県及び区市町村に対して障害者福祉に関する計画の策定を求めている。都は、平成19年5月、それぞれの法律に基づく「東京都障害者計画」と「東京都障害福祉計画」を一体的に策定した。この計画では、都の障害者施策の基本理念や施設入所から地域生活への移行等の自立支援に関する数値目標などを掲げている（図8）。

なお、都は障害者の地域生活支援の推進を平成19年度重点事業に位置付けている。また「10年後の東京」では、障害の有無にかかわらず誰もが安心して暮らせる地域社会の実現と、今後10年間で東京の障害者雇用の3万人以上の増加を目指すとしている。

図8 東京都障害者計画・障害福祉計画の概要

東京都障害者計画(障害者基本法)

計画期間：平成19年度～23年度

基本理念

- 1 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現
- 2 障害者が当たり前に関われる社会の実現
- 3 すべての都民がともに暮らす地域社会の実現

施策目標

- 1 地域における自立生活を支える仕組みづくり
- 2 社会で生きる力を高める支援
- 3 当たり前に関われる社会の実現
- 4 バリアフリー社会の実現
- 5 サービスを担う人材の養成・確保

東京都障害福祉計画(障害者自立支援法)

平成23年度までの目標を設定

数値目標(平成23年度末)

【地域生活への移行推進】

長期入所が常態化する施設の入所者(7344人)の1割以上(874人)
退院可能な精神障害者(5000人)の5割(2500人)

【地域生活を支える基盤の整備】

区市町村による一元的総合的なサービス提供体制の整備

(主なサービス月間見込)	17年度	23年度
グループホーム・ケアホーム(人)	2645	5514
ショートステイ(人日)	12734	20623

【一般就労への移行推進】

区市町村障害者就労支援事業による移行者数(を含む)

17年度(717人) 23年度(1500人)

〔 福祉施設からの移行者数 〕

17年度(213人) 23年度(852人)

主な施策展開

【地域生活への移行推進】

地域生活支援型入所施設における自立訓練事業等の推進
精神障害者退院促進支援事業の推進
18年度(3か所) 20年度(12か所)

【地域生活を支える基盤の整備】

サービス見込量が確保されるよう、障害者地域生活支援・就労促進3か年プラン(H18～H20)の事業の拡充
グループホーム・ケアホーム1310人増 1560人増
ショートステイ170人増 200人(4400人日)増

【一般就労への移行推進】

区市町村障害者就労支援事業の拡充
～20年度 全ての区市(49所)で実施
～23年度 全ての区市町村で実施
障害者就労支援協議会(仮称)の設置
関係機関による連携強化

「10年後の東京」

障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現
多様な企業が集積する東京の強みを生かし、今後10年間で東京都の障害者雇用の3万人以上の増加を目指す

5 障害者が安心して暮らし、当たり前に関われる社会を目指して

障害を持つ人も持たない人も社会の一員としてお互いに尊重し、支え合いながら地域の中でともに生活する社会こそがあるべき姿である。今後、障害者が地域で安心して暮らし、当たり前に関われる社会の実現に向けて、サービスを担う人材の育成など、一元的なサービス提供主体である区市町村に対する支援を含め、都は計画に基づく施策を積極的に推進していく必要がある。

また、障害者自立支援法は施行後3年を目途に見直しを行うこととされており、現在実施中の特別対策を含め、地方自治体の意見を十分踏まえた上で検証・検討を行うよう、引き続き国に働きかけていく必要がある。